

新最終処分場基本計画策定等業務委託事業者 募集（公募型プロポーザル方式）実施要領

新最終処分場基本計画策定等業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

現在使用している一般廃棄物最終処分場の残余容量ひっ迫により、新最終処分場の造成に伴う配置、規模、構造等を決定する基本計画を策定することを目的とする。また、建設候補地付近に活断層があると推定されていることから、地質調査（第四紀断層調査）を行い、その影響を把握し、建設候補地における新最終処分場の造成に対する安全性等を考慮したうえで基本計画の策定を行うことを目的とする。

第2 業務の概要

- 1 業務名
新最終処分場基本計画策定等業務委託
- 2 業務内容
別紙「業務委託仕様書」のとおり
- 3 業務期間
契約日から令和5年3月31日まで
- 4 契約上限金額
金21,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 担当部局

〒443-0105 蒲郡市西浦町口田土1番地
蒲郡市市民生活部環境清掃課清掃担当
電話 0533-57-4100
ファックス 0533-57-3924
電子メール seiso@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿において、「業務（大分類）：役務の提供等、営業種目（中分類）：調査委託、取扱内容（小分類）環境調査」の入札参加資格について登録されていること。同資格者名簿に登録されていない場合は、速やかに登録の手続きを行うものとする。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- 3 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 直近の事業年度の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税で未納がないこと。
- 6 廃棄物関連施設及び地質に係る技術的知識と十分な経験を有し、かつ、本業務の公示日現在3ヶ月以上の雇用関係にある管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置できること。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、同一人物が兼ねることはできないものとする。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 会社概要書（様式3）

エ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

オ 役員の氏名、住所、生年月日、役職、略歴を記載した書類

カ 当該法人の登記簿謄本（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。）

キ 納税証明書（直近の事業年度の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の各納税証明書。本社所在地の官公庁で発行する納税証明書で、未納の税額がないことが確認できればよく、納税額等は必要ない。受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。）

(2) 提出期限

令和4年4月22日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(5) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

2 参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

実施要領公開から4月14日（木）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式4）を電子メールにより提出後、担当部局へ電話確認をすること。

(4) 回答の確認方法

令和4年4月18日（月）、蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/>

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和4年4月28日（木）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、技術提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び技術提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和4年5月12日（木）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和4年5月19日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 技術提案書の作成要領

技術提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより技術提案書を作成し、提出するものとする。

1 提出書類

(1) 技術提案書表紙

自社様式で可であるが、A4判でプロポーザルの業務名と事業者名を明記すること。

- (2) 業務実施体制表（様式5）、配置予定技術者の経歴及び業務実績（様式6）
配置予定の管理技術者等について記載すること。
- (3) 業務の実施方針（任意様式）
本業務を遂行するため、受託候補者としての具体的な実施方針を記載すること。
- (4) 実施スケジュール案（任意様式）
 - ① 業務履行期間を令和4年7月1日から令和5年3月31日までとして、契約締結した場合の業務の実施スケジュールを記入すること。なお、業務履行期間にかかわらず想定されるスケジュールを記入すること。（履行期間前に業務が終了してもよい。）
 - ② 業務の実施手法及び実施スケジュール（工程計画、動員計画）について具体的に記入すること。
- (5) 具体的作業内容（任意様式）
業務委託仕様書の項目ごとに具体的な作業内容を記載すること。
- (6) 特定テーマに関する提案
 - ① 特定テーマ1（様式7）
施設配置に関する提案
 - ② 特定テーマ2（様式8）
第四紀断層調査に関する提案
- (7) 参考見積書（任意様式）
業務全体の経費の明細内訳（算定根拠等）を明示すること。

2 作成上の注意事項

- (1) 原則A4版、縦置き、横書き（左綴じ）として製本すること。ただし、図等表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方法を一部縦書きにすることは差し支えない。
- (2) 両面印刷とすること。
- (3) 技術提案書は、PRポイントや記載理由など、提案趣旨を簡潔かつ明確に示すこと。
- (4) 技術提案書の記述にあたっては、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

3 提出方法等

- (1) 提出期限
令和4年5月25日（水）午後5時必着
- (2) 提出場所
第3 担当部局と同じ。
- (3) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

- (4) 提出部数
 - 10部（正本1部、副本9部）
- 4 技術提案書等の著作権等の取扱い
 - (1) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。
 - (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された技術提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - (3) 市は、提案者から提出された技術提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- 5 技術提案書作成に関する質問
 - 技術提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。
 - (1) 質問の受付場所
 - 第3 担当部局と同じ。
 - (2) 質問の受付期間
 - 令和4年4月28日（木）から令和4年5月12日（木）午後5時まで
 - (3) 質問方法
 - 質問書（様式4）を電子メールにより提出後、担当部局へ電話確認をすること。
 - (4) 回答
 - 受付後随時、蒲郡市ホームページにて公開する。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 技術提案書の審査及び評価

- 1 選定委員会の設置
 - 技術提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、新最終処分場基本計画策定等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- 2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分程度とする。

イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された技術提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。プレゼンテーションに必要な機材等は事前に蒲郡市と協議すること。

ウ 出席者は、様式5に記載された管理技術者及び担当者とし、人数は3名までとする。

エ 欠席をした場合は、技術提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和4年6月1日（水） 蒲郡市役所庁舎内

※時間等詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

別添「新最終処分場基本計画策定等業務委託評価基準」のとおり

4 受託候補者の特定方法

受託候補者の特定は、各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、第1順位とした委員の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位とした委員の最も多い提案者が2者以上いるときは、第1順位とした委員の最も多い提案者のうち第2順位とした委員の最も多い提案者を受託候補者として特定する。以下同数の場合は、同様に第3順位、第4順位と続ける。

なお、提案者が1者のみの場合であっても、同様に審査を行い、当該1者について、受託候補者としての適否を審査する。ただし、審査の結果、その者の評価点が配点合計の60%未満の場合は、原則その者を受託候補者として特定しない。

5 審査結果の通知

受託候補者を特定後、すみやかに提案者に対し、文書で通知する。選考の結果に対する異議の申し立て、質問等は受け付けない。

第9 契約に関する基本事項

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務委託仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者と協議が整わない場合、次点受託候補者と協議を行うこともある。

第10 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とす

る。

- 3 提出された書類は、返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 技術提案書に記載された管理技術者及び担当者の変更は原則として認めない。
ただし、変更の理由及び変更予定者について、蒲郡市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- 6 本プロポーザルの提出書類の様式は、蒲郡市公式ホームページから取得すること。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
公募開始	令和4年4月7日（木）
参加表明書に係る質問受付開始	令和4年4月7日（木）
参加表明書に係る質問期限	令和4年4月14日（木）午後5時
参加表明書に係る質問に対する回答	令和4年4月18日（月）
参加表明書の提出期限	令和4年4月22日（金）午後5時
参加資格要件確認結果通知及び技術提案書提出要請	令和4年4月28日（木）
技術提案書に係る質問受付開始	令和4年4月28日（木）
技術提案書に係る質問期限	令和4年5月12日（木）午後5時
技術提案書に係る質問に対する回答	令和4年5月16日（月）までに随時回答
技術提案書の提出期限	令和4年5月25日（水）午後5時
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年6月1日（水）
技術提案書審査結果の通知	令和4年6月6日（月）（予定）
契約締結	令和4年6月中旬（予定）